

北陸電力グループ人権方針

北陸電力グループは、人権の尊重を事業活動の根幹と位置付けており、その意思を表明するため、「北陸電力グループ人権方針」をここに策定します。

本方針を北陸電力グループの事業活動の基盤とし、「Power&Intelligence でゆたかな活力あふれる北陸を」というグループ理念を実現していくことで、これからも皆さまから「信頼され選択される企業」を目指します。

1. 適用範囲

本方針は、北陸電力グループのすべての役員と従業員に適用します。

また、サプライチェーンにおける取引先などのビジネスパートナーの皆さまにも、本方針への理解・支持を求めるとともに、本方針が尊重されるよう働きかけます。

2. 基本姿勢

北陸電力グループは、「国際人権章典」および「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」等の人権に関する国際的な規範を支持、尊重します。また、事業活動を行う国・地域において適用される法令を遵守します。

・事業活動において以下の権利と尊厳を尊重します。

- (1) 人種、信条、性別、身体的条件、社会的身分等あらゆる形態の差別の禁止
- (2) ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進
- (3) ハラスメントの禁止
- (4) 労働時間の適正管理と長時間労働の削減
- (5) 健康かつ安全な職場環境の確保
- (6) 最低賃金の確保と生活賃金の支持
- (7) 結社の自由および団体交渉権の尊重
- (8) 人身取引、強制労働および児童労働の禁止
- (9) 個人情報の保護
- (10) 地域社会との共生
- (11) 透明な事業活動の推進
- (12) 公正な取引の推進

3. 人権デュー・ディリジェンス

国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」に定める人権デュー・ディリジェンスの仕組みに基づき、人権への負の影響を特定し、予防・軽減するよう取り組みます。

4. 救済

北陸電力グループの事業活動により、人権への負の影響を引き起こしたことが明らかになった場合は、適切な手段を講じ、救済に努めます。

5. 教育

本方針が企業活動全体に浸透するよう、役員および従業員に対し、必要な教育を計画的かつ継続的に実施します。

6. ステークホルダーとの対話

本方針に沿った人権への取組みについて、ステークホルダーの皆さまとの継続的な対話を行います。

7. 情報開示

人権尊重の取組みの状況について、当社のホームページや有価証券報告書、統合報告書等にて定期的に情報開示します。

8. 人権方針の改定

ステークホルダーの皆さまとの対話や取り組むべき人権課題の変化等を踏まえ、適宜本方針を見直します。

2023年12月1日

北陸電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員

松田光司